相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市宮前三丁目三七番地五、最後の住所岡山市東区西大寺東一丁目三番五六号岡山第二宿舎一―二〇二

被相続人　亡　坂上　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル二階

相続財産管理人　弁護士　菅　真彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市桂町一丁目一九五九番地、最後の住所山口県岩国市元町三丁目九番一九号

被相続人　亡　今金　重一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

山口県岩国市今津町一丁目一五番二九号村井ビル三階

相続財産管理人　弁護士　中原　智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市長府才川一丁目五五五番地、最後の住所愛媛県西条市下島山甲二二〇番地七八

被相続人　亡　平野　儀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

事務所松山市湊町七丁目一番地二二

相続財産管理人　泉川　孝三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐市高岡町丁二四〇番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西森　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

高知県高知市升形一番二二号

相続財産管理人　大石　崇之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉南区大字頂吉一四五四番地、最後の住所北九州市小倉北区片野一丁目一六番一一―八〇三号

被相続人　亡　木村　晴輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

北九州市小倉北区田町六番二九号二階たまち司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　小原　章嗣

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年二月二十日

一、墳墓等所在地　愛知県豊川市八幡町忍地一〇八番一及び一三二番六

一、墳墓等の名称　清光寺墓苑

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県豊川市八幡町東赤土八六番一　宗教法人清光寺檀家世話役代表　伊藤　民雄

無縁墳墓等改葬公告

二十年以上経過のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年二月二十日

一、墳墓等所在地　愛知県一宮市奥町郷中江東一三四番地

一、墳墓等の名称　観音寺

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳（二基）

一、改葬を行おうとする者　愛知県一宮市奥町郷中江東一三四番地　安田清隆

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年二月二十日

一　墳墓等所在地　兵庫県尼崎市寺町三番地

一　墳墓等の名称　善通寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　道夏、惣秀、梶文、梶又左衛門、梶氏、岩井武兵衛、内海一衛、清水二之助、内海三四吉、本籍及び氏名全て不詳　八基

一　改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市寺町三番地　宗教法人善通寺　代表役員　海老原善光

無縁墳墓等改葬公告

土地利用促進のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年二月二十日

一、墳墓等所在地　徳島市北佐古二番町六番三三

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島市北佐古二番町六番三三　来光寺

無縁墳墓等改葬公告

この度、墓地等整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年二月二十日

一、墳墓等所在地　鹿児島市田上台一丁目二一番一号

一、墳墓等の名称　公益財団法人　新生田上霊園

一、使用者、死亡者の本籍及び氏名　林義恩　死亡者の本籍及び氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　公益財団法人　新生田上霊園代表理事　平山　義夫

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による一宮伝法寺土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不明

氏名　小嶋利左エ門

住所　一宮市丹陽町大字伝法寺四七二六番地

氏名　鈴木　錦洲

住所　丹羽郡丹陽村大字伝法寺二六四一番地

氏名　鈴木　良禅

住所　不明

氏名　三輪　貞助

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、一宮伝法寺土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

右記　小嶋利左エ門に対する通知の内容

従前の土地

所在　一宮市丹陽町伝法寺字大塚二六四六番

地目　宅地

地積　七六・〇三㎡

権利価額　二、六二八、〇三六円